

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年9月2日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度カスタマーハラスメント防止啓発事業業務委託

(2) 業務内容

企画提案仕様書のとおり

(3) 委託価格の限度額

3,000,000円（税込）

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月24日まで

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書（企画提案書）の提出期限の日から契約の日までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 緊急時に迅速な対応がとれること。
- (5) 当該業務を実施するノウハウ及び体制を有していること。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (7) 県税の滞納がないこと。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局産業人材課

電話：054-221-2817 FAX：054-271-1979 E-mail：sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項及び企画提案仕様書の交付

ア 交付期間 令和7年9月2日（火）から令和7年9月22日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ

(3) 提出書類

ア 提出書類 参加表明書、企画提案書、経費積算書、その他企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 参加表明書 令和7年9月22日（月）午後5時まで 郵送又は持参
企画提案書等 令和7年9月29日（月）午後5時まで 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画説明（プレゼンテーション）

令和7年10月7日（火）以降の産業人材課が指定した日時、場所

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(5) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(6) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局産業人材課（電話番号 054-221-2817）とする。